

Client Alert

15 April 2026

本アラートに関する
お問い合わせ先：



岡田 次弘
パートナー
03 6271 9541
Tsugihiko.Okada@bakermckenzie.com



露木 潤子
アソシエイト
03 6271 9456
Junko.Tsuyuki@bakermckenzie.com

日本、種苗保護を強化する法案提出：保護期間の延長、救済措置の強化、輸出規制の厳格化

2026年4月3日、日本の育成者権についての法制である種苗法を改正する法案が国会に提出された。農林水産省が公表した本改正案は、侵害態様の多様化や、日本国内の貴重な植物品種の無断国外流出に対する継続的な懸念を背景として、育成者権の保護及びその実効性を強化することを目的とする。

改正案の概要

1. 育成者権の存続期間の延長

本改正案では、育成者権の存続期間を一律に10年延長することが提案されている。

- 非永年性植物：25年から35年へ
- 永年性植物：30年から40年へ

農林水産省によれば、近年の種苗育成においては、高温耐性、耐病性、多収性といった複数の形質を同時に備えた品種が求められており、その開発には高度な技術、多額の投資及び長期間を要することが一般化している。また、優良品種を用いた産地の形成についても、苗木の増殖、樹木の成熟、栽培技術の普及等に相応の年数が必要とされている。本改正による存続期間の延長は、こうした実務・商業上の実情を踏まえ、法的保護期間を実態に即したものとするとともに、UPOV条約に基づく国際的な基準との整合性を確保する趣旨とされている。

2. 新品種の流出防止措置の強化

a) 出願期間中の仮保護の拡充


日本の種苗法では、従前より、品種登録出願の公告後から登録までの間において仮保護を認める制度が設けられているが、本改正法案は、この既存の仮保護の範囲を拡充するものである。具体的には、この中間期間において、育成者が、出願中の品種に係る苗木やその他の増殖材料の輸出行為に対して、差止請求を行うことができる旨を明示的に認めることとしている。

b) 輸出目的での保管行為の規制

種苗の無断国外流出に対する規制の実効性を高めるため、本法案は、輸出を目的とする保管行為（例えば、国外への出荷を目的として苗木を倉庫で保管する行為）自体が、育成者権の範囲に含まれることを明確化している。

これは、権利消尽の法理に対する例外として機能し、実際の輸出行為が行われる前の段階の行為についても保護を及ぼすものである。

この点については、日本の種苗法において、2020年改正により、国境を越える文脈における権利消尽を制限し、日本品種の無断国外流出に対処するための例外が導入されているが、本改正案は、その枠組みをさらに発展させるものである。すなわち、輸出行為そのも



のにとどまらず、輸出に至るまでの準備的行為についても権利の射程に取り込み、保護を一層強化することを目的としている。

c) 侵害に対する民事上の救済措置の強化

本法案は、育成者に対して裁判上利用可能な救済措置を強化するため、以下の複数の措置を提案している。

• **損害額の算定**

- 育成者権侵害に係る損害賠償額の算定において、育成者が登録品種を利用し得る能力に応じた数量を超える一定の数量については、当該登録品種等の利用に対して本来受けるべき金銭の額（対価相当額）を、損害の額とみなすことができるとされている。
- また、裁判所は、登録品種等の利用に対して本来受けるべき金銭の額（相当対価額）を認定するにあたり、侵害の事実を踏まえ、利用行為に先駆けてライセンスを得たライセンシーが支払う通常のロイヤルティを上回る額の損害額を認定することができる。これにより、いわゆる「侵害し得」の防止が期待される。

- **登録品種の名称に係る推定**：登録品種名を付して苗木が販売されている場合、裁判所は、必ずしも現物の鑑定や物理的検査を要することなく、当該苗木がその登録品種であると推定することができる。これにより、立証責任の一部が育成者権者から被疑侵害者側へと移転されることとなる。

これらの措置は、特に立証上の困難から侵害訴訟の提起や遂行が阻害されてきた事案において、育成者権の実効的な行使を可能とすることを目的とするものである。

d) 登録品種の逆輸入の制限

育成者又はその他の権利者が、登録品種に係る種苗を国外に譲渡した場合であっても、本法案は、当該種苗の日本国内における利用（国外からの再輸入を含む）について育成者権が及ぶことを明確化している。本規定は、国外との取引を通じて国内の保護を潜脱する行為を防止することを目的とするものである。

e) 保護対象行為の範囲の拡大（苗木のリース）

本法案は、育成者権によって保護される行為の範囲を拡大し、種苗の貸与（レンタル）を明示的に含めるものである。これは、育成者が苗木の所有権を保持したまま、貸与契約等に基づいて第三者に提供するビジネスモデルを想定したものであり、かかる取引形態が育成者権制度の下で明確に保護されることを確保する点に意義がある。

3. その他の手続及び執行面における追加措置

その他の注目すべき提案としては、以下のものがある。

- 早期の商業化が特に重要な場合における品種登録出願の優先審査
- 紛争の解決の支援を目的とする、特許法を参考に、裁判所がアミカス・ブリーフ・システムにより公衆から意見を募集する仕組みの導入
- 登録品種名の使用義務違反に対する行政罰金の引き上げ（10万円から20万円へ）



4. 施行日

改正法は、原則として2026年12月1日に施行される予定であるが、保護期間の延長及び再輸入の制限に関する規定は、法律の公布と同時に効力を生じる。

UPOV条約との関係

日本の種苗法は、特に種苗の国境を越えた移動に伴うリスクへの対応として、近年、予防的措置や国境対応型の施策を重視する方向性を強めてきた。これには、多くの日本の品種が国外において育成者権による保護を受けていないという実態の認識が前提にある。そのような外国での保護の欠乏の背景には、当該国において育成者権の登録出願が行われていない、又は登録が得られていないケースにある。このような状況下では、一旦種苗が輸出されると、外国法の下で有効な法的救済を得ることが困難又は不可能となる場合があるため、日本の種苗法は、日本国内からの無断輸出を未然に防止することに特に重点を置いた改正を行ってきたが、本改正案もそのような方向性と軌を一にする内容を含んでいる。

UPOV条約は、少なくとも本改正案が対象とする論点に関しては、植物品種保護の範囲やその執行の在り方について、一定の国内裁量を認めていると考えられることを前提に、日本は、UPOV条約の枠組みとの整合性を維持しつつもそれをより拡大し、上記のような現状に対応できるよう、品種に関する国際的な知的財産保護ツールとして育成者権の強化を図ってきたといえる。

実務上の影響

本改正案が提案どおり成立した場合、日本の育成者権制度は、UPOV条約の下で加盟国に求められる水準を超える、他国の制度には必ずしも見られない独自の特徴をさらに一層強化することとなる。

このような特殊性を踏まえ、種苗企業、輸出事業者、ライセンス、物流事業者等は、とりわけ国際的に事業を展開している場合、輸出管理体制、保管実務、ライセンス構造及びコンプライアンス体制について、改めて見直すことが望ましい。

また、種苗企業をはじめとした新品種開発に携わる事業者にとっては、日本の育成者権制度が有する独自の特徴を享受するため、日本における育成者権出願をより積極的に活用することも有益である。今後、他国が日本と同様のアプローチを採用し、植物品種保護の強化に踏み切るかについても、動向を見守ることが重要になろう。

もっとも、外国における侵害により直接的に対応するという観点からは、外国における品種登録も積極的に行っていくことの重要性はこれまでと変わるものではない。